



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課） 1
- 規 則
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管
理課） 3
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 4

公布された条例のあらまし

- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第58号）
 - 1 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第5関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第1条、第24条、第30条及び別表第5関係）
 - 3 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

条 例

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 9 月25日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

沖縄県条例第58号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第24条第1項中「同項ただし書」を「同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号」に改める。

第30条の見出しを「（仮設興行場等及び仮設建築物に対する適用の除外）」に改め、同条中「に基づき許可を受けた仮設建築物」を「による許可を受けた仮設興行場等若しくは仮設建築物又は同条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に改める。

別表第5の1の項の次に次の1項を加える。

1の2 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
---	------------------------------------	---------

別表第5の2の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築の」を「建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る」に、

「

建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料

」を「

建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

」に改め、同表の34の

項中「規定による」の次に「仮設興行場等又は」を加え、

「

仮設建築物の建築許可申請手数料

」を「

仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料

」に改め、同項の次に

次の1項を加える。

34の2 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円
--	------------------------------------	----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したも

のから適用し、この条例の施行の日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

規 則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年9月25日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

沖縄県規則第69号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第21号の2を削り、同欄第21号の3を同欄第21号の2とし、同欄第25号の4中「第55条の6」を「第55条の7第1項」に改め、同号を同欄第25号の5とし、同欄第25号の3中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号を同欄第25号の4とし、同欄第25号の2の次に次の1号を加える。

25の3 生活保護法第55条の5第1項の規定に基づき、進学準備給付金を支給すること。

別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第25号の5の次に次の1号を加える。

25の6 生活保護法第55条の8第1項の規定に基づき、被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業を実施すること。

別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第29号の次に次の1号を加える。

29の2 生活保護法第76条の2の規定に基づき、損害賠償の請求権を行使すること。

別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第32号中「就労自立給付金」の次に「又は進学準備給付金」を加え、同欄第34号の次に次の1号を加える。

34の2 生活保護法第81条の3に基づき、情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めること。

別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第97号中「第6条第1項第1号から第3号まで」を「第7条第1項及び第2項第1号」に改め、同欄第98号中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同欄第99号中「第15条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄第100号中「第16条第1項」を「第22条第1項」に改め、同欄第101号中「第16条第2項」を「第22条第2項」に改める。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第119号の5の次に次の1号を加える。

119の5の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づき、建築物を認定すること。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第119号の6中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築物等」を「建築物」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第34号の次に1号を加える改正規定及び同欄第97号から第101号までの改正規定 平成30年10月1日
- (2) 別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第25号の5の次に1号を加える改正規定 平成33年1月1日
- (3) 別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第119号の5の次に1号を加える改正規定及び同欄第119号の6の改正規定（「建築物等」を「建築物」に改める部分を除く。） 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

沖縄県規則第70号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第7項第21号の次に次の1号を加える。

21の2 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第7項第22号を次のように改める。

22 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表第7項第30号、第31号、第40号、第47号及び第53号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第7項第55号を次のように改める。

55 仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料

別表第7項第55号の次に次の1号を加える。

55の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料

別表第7項第64号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第7項第30号、第31号、第40号、第47号、第53号及び第64号の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--